

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

次に、8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問を致します。

一点目は本町での「これからの農業振興と米作について」を質問いたします。今回、地域の農業従事者の方や、農業従事に関係する方々から色々な意見をいただき、それを反映し今回の質問といたしました。

中でも、もっとも多かった意見について次にあげております。

「米を出荷したが仮渡金の額を見て、あまりにも安さに失望した」、「米を作っても採算が採れず、赤字が増えるばかりで、もう農業に限界を感じる」、「農地はいつでも貸しても良いが、借り手などいない」、「湿地田のため、麦作は不向きで水田しか活用できない、借り手などいないだろう」、「今まで農業従事していたが、加齢により体力の限界を感じた。しかしこんな割に合わない農業の後継者などいない、間違っても子供たちには継がせられない」、「農業問題をなんとかせなにかんと言いながら、町も県も何もしてくれない、小規模の農家はまるで切り捨てられた様な気がする」、「安全・安心と言いながら、輸入米増とは矛盾している、もしも遺伝子操作した米などが公表示されず、間違っても輸入されたらどうするのか」、以上の様な意見がもっとも多く、香川県や多度津町の様に小規模兼業農家が大半を占めている農家では、経営が困難になり今後益々衰退して行く事に、農家はどうしようもない怒りや、諦め、不安を感じているのを実感いたしました。

特に、農業に係る生産コストの増大と米価の下落は致命的で、JA香川県本年度の仮渡金も、コシヒカリ一等60kgで8,700円、ヒノヒカリ2等60kgにおいては7,200円と、毎年毎年米価が下落の一途を辿っているのが現状であります。米価の変動は、84年には18,600円/60kgをピークとして87年から低下に転じ、食糧法廃止・旧食糧法施行前年である94年においては16,300円/60kgと低下し、平成21年香川県産ヒノヒカリ2等においては仮渡金10,500円/60kg、最終引取額は12,400円/60kgとなり、近年の仮渡金においては22年8,700円、23年10,200円、24年12,000円、25年9,900円、26年本年においては7,200円となり、1年から2年間の追加清算は1,000円から2,000円が想定される事により26年産ヒノヒカリ最終額は、10,000円と大きく割り込むと思われまます。

米価を、大幅に下落させる要因として考えられるのは、消費者の食生活の変化によって米離れの需要減や、政府がすすめる農地集積を加速し、輸入米増を想

定した米価低下への方向や、生産調整見直し等が、主な原因と考えられます。また生産コストにおいても、燃料費の高騰や、円安による資材の高騰などマイナス要因は多く、人件費などとても経常できず、農業経営は非常に苦しく小規模生産農家の大半は、半減化・廃止に追い込まれ、将来に不安を感じております。

今まで採算を考えず食料需給のためにと努力してきたが、これ以上無理であると、農家は混乱しております。

本町でも、今回の米価低下による影響は大であり、暫く休作したい、減作して時期をしのぐ、来年は離農を予定していると農家は様々な深刻な思いを持っております。

本町ではこの様な事態に、どう対応、対策していくのでしょうか、お伺いいたします。

また、「農地中間管理事業」について農業委員会をはじめ、町や普及センター、JAなど現場の関係者と連携し、農地の貸し手側と借り手側を調整し、担い手への農地の集積を図る事業ですが、本町においては農地の基盤整備がされておらず、農地の変形や狭さ、麦作が不可能な湿地田や、地域が下流の為、水管理が容易でない、農道が狭いため大型農業機械が入らない、新規就農者や法人が、その地域を借り上げてても安定的な経営に挑めない原因や、踏み込めない要因となっているのではないのでしょうか。

町として現状を分析されて、どう考えているかお伺いいたします。

2点目は「適正な土地有効利用」について質問いたします。

「適正な土地有効利用」についても、住民の方々から多くの意見があり「町として、土地開発公社が保有している土地を、何故売却しないのか、売るための努力はしないのか」、「土地を売るためには、多少の公費を投入しても売らなければならない、持っているだけでは無駄である」、「土地を持っているだけで、開発や有効利用する考えはないのか」、「当時購入した土地のための借金はどうなっているのか」、以上の様な町民の方々の声は多く、よって次の質問をいたします。

「都市計画マスタープラン」の中で、「町の個別方針」として、住居や生産、文化、教育、福祉などの様々な人の営みを支える機能が集積しており、これらが十分機能するためには、適正な土地利用が必要となります。

将来の土地利用の方針を明確にするためには、現状を課題とし、次に示す事項を掲げております。

一つ、自然環境の保全と活用。

一つ、白地地域における無秩序な宅地化の防止と用途外地区、郊外型商業立地の計画コントロール。

一つ、中心市街地の再構築。

一つ、計画的な住宅地の整備・開発。

一つ、JR多度津駅周辺の活用。

以上の事項を課題としておりますが、それぞれの具体的対策についての、本町の取り組みをお伺いいたします。

特に、「白地地域における無秩序な宅地化の防止と用途外地区、郊外型商業立地の計画コントロール」については、白地地区においては虫食的な宅地化や、無秩序な宅地開発、宅地の細分化が見受けられております。

この様な白地地区においては、特に、計画的な住宅地の整備・開発・道路の整備・開発等が今、待ったなしで必要とされております。

何度も今まで一般質問で問いかけておりましたが、再度質問させていただきます。

都市連携軸とした「堀江丸亀線」沿道では郊外型大型店舗が立地され開発が進む中、予讃線北部、南部は30年以上計画道のままで、周辺道路は、通勤時、停滞を引き起こしているのが現状で何故、開発が進まないのか、原因等あればお伺いいたします。

また、計画する必要がないとお考えなのか、お伺いいたします。

「計画的な住宅地の整備・開発」についても、多度津駅東側では住宅系用途地域が指定されておりますが、住宅地としての基盤整備が不十分なまとなっており、「JR多度津駅周辺の活用」としては、駅前南側用地にパークアンドライトを整備しておりますが、現状は利用度が低く、周辺地域も未だ開発されておられません。

連絡通路改修の計画はありますが、それに連携した開発計画も、未だなされておられません。

「適正な土地有効利用」として将来の活用・活性化、今後の方針等をお伺い致します。

以上「これからの農業振興について」と「適正な土地有効利用」について質問致しますが、他にも問題は山積しております。

特に、緊急に決断しなければならない広域水道についても、行政も、議会も10年先、20年先の将来を真摯に見据え、間違えの無いよう判断し、実施するべきであり、検討するだけでなく、目先の数字だけで安易に判断するようであれば、町民の方より行政も、議会も信頼は無くなり「不作為な行為」と評価されるのではないのでしょうか。

行政も議会も町民も「なんとかせないかん」と思いはあるのだけど「ほんまになんとかせないかん」時期が今直ぐそこに来ているのではないのでしょうか。

「楽観的でもなく悲観的でもない」ご意見ご回答を期待しておりますので、宜

しくお願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問の「適正な土地有効利用について」のうち J R 多度津駅周辺の活性化についてお答えをしております。

現在、多度津小学校区通学路として利用している J R 多度津駅の跨線橋は、老朽化が進んでいて建て替えが必要になっており、子ども達が安全に通学できる通路に変える必要に迫られております。

加えて駅南側のパークアンドライド駐車場の有効活用や大規模災害時の避難路としての役割も兼ね備えた新たな通路を今建設する予定にしております。

パークアンドライド駐車場に隣接している約5,000㎡の土地開発公社の土地を昨年買い戻しをいたしました。

この土地を有効活用することによって、J R 駅北側と南側の活性化を図ってまいります。

具体的な計画は J R 四国や香川県等、各方面を通じて現在検討しているところであります。

議員皆様にもぜひご協力をいただき、英知を結集した素晴らしい J R 駅周辺の活性化に繋がりますよう期待しております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問につきましては、各担当課長より答弁をしておりますのでよろしくお願いいたします。

建設課長（島田 和博）

古川議員ご質問の2点目「適正な土地有効利用」のうち、計画的な、道路の整備・開発についてお答えをいたします。

平成16年に策定した都市計画マスタープランの中で、適正な土地利用に関し、地域、ゾーン毎の基本方針を示しておりますが、その後、上位計画である総合計画も第5次が策定され、現在第6次総合計画が策定中でございます。

市街地区域としての現状を掌握し、土地利用計画の再構築を検討しなければならないと考えております。

ただ、現状の堀江周辺道路につきましては、道隆寺前から浜街道堀江交差点まで延びている町道7号線を中心に朝夕の渋滞がみられております。

この対策として都市計画道路の町道277号線（堀江丸亀線）であります。それを計画しておりましたが、多大な事業費を要することから町単独での施行は困難であり、浜街道までの約560m部分が未整備となっております。

しかしながら、2年前の都市計画路線の見直しで、ほとんどの路線の廃止が決定をされる中、この路線について多度津町の外環状としての計画路線として存続しており、2市1町を經由する広域道としての重要な路線でもあることから、防災面も含めた周辺地域の交通緩和対策を進めるためにも近隣市と協議をし、

県道での整備を香川県に対し強く要望してまいりたいと考えております。
以上大変簡単ではありますが、現段階の見解を申し上げましてご理解を賜りますようお願いして、答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

古川議員ご質問の2点目、「適正な土地有効利用について」お答えいたします。

議員もご存知のとおり、平成25年5月に策定しました第3次多度津町土地開発公社経営健全化計画に基づき、パーク&ライド東側用地を、約3億5,600万円、平成26年度には、多度津駅前用地を、約1億7,300万円で一般財源にて土地開発公社より買い戻しを行いました。

平成27年度には、残りの駅前用地を買い戻す予定で、駅周辺用地は全て町有地となり、今後は、開発にむけての有効利用が可能となります。

また、本年6月議会で承認いただきました旧岡庄用地跡も、土地開発基金を廃止することで、利用可能となりました。

当用地につきましては、1部は貸しておりましたが、10月から新たに残り全部の貸付を行うことになりました。

町有財産の売却については、町ホームページ、町内回覧で募集をしているところですが、売却が進まない大きな要因として、売却予定価格が土地購入を考えている方の価格と乖離があると思われまます。

現在の制度では、安易に低価格での売却はできないこともありますので、別の視点での方策として、売却可能者は限定されますが、移住定住促進での優遇制度等、複合的な考えを研究するなどして、町有地の売却を推進してまいりたいと思います。

なお、現在進めております公有財産管理台帳が整備出来た段階で、総合的に町有地の有効利用や新たな売却可能用地の選定を行いたく考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

産業課長（神原 宏一）

古川議員ご質問の1点目、「これからの農業振興と米作について」の答弁を申し上げます。

議員のご質問にありますように、平成26年産の米価の下落は、本町の農業者の皆様にとりましても、非常に厳しい経営を余儀なくされる状況であると認識しているところでございます。

国におきましては、去る11月14日に緊急対策を含めた平成26年産米への対応策が発表されたところでございます。

緊急対策は、農林漁業セーフティネット資金の融資の円滑化や実質無利子化、

既存資金の償還猶予に係る関係機関への要請、米の直接支払交付金の年内支払指示、ナラシ対策の運用改善、仮渡金の追加支払の要請等を内容としております。

また、過剰米の売り急ぎ防止対策や飼料用米の取組の推進、主食用米以外の作物の本作化等の今後の対応も盛り込まれたものでございます。

本町といたしましては、このような国の対策に呼応し、香川県やJA等関係機関との連携を密に、広報周知を行うとともに、農業者の皆様からの相談等には積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、議員のご質問にある農業者の皆様の声につきましては、関係機関・団体を通じて、国や香川県の政策に反映されるよう届けてまいりたいと考えています。

次に、「農地中間管理事業」についてでございます。

4月に制度が開始されて以降、本町におきましては、法人5件、個人2件、合計7件の借受希望があり、その面積は17.6haでございます。

一方、貸付につきましては、現在、機構からの貸付完了が2件、完了間近が1件で、その面積は0.8haでございます。

また、現在進行中のものが3件あり、徐々にではございますが、貸付・借受希望者は増加してきております。

本制度はまだ緒についたばかりであり、特に、貸し手の掘り起こしを強化する必要がございます。

本町といたしましては、農業者へのアンケート調査の実施等により、情報収集を図るとともに、チラシや広報、ホームページ等を通じて幅広く周知を行っているところでございます。

また、香川県農地機構から派遣されております農地集積専門員や農業委員との連携を図り、農地中間管理事業を通じた農地の集約化をさらに推進してまいりたいと考えています。

議員のご質問にありますように、本町は小規模の農地や狭い農道等、条件が不利な農地が多く、借り手の希望に沿う農地をマッチングすることが難しい面もございますけれども、農地の状況確認や貸付・借受希望者ときめ細かく協議を行う中で、事業を推進してまいります。

本町の農業を取り巻く現状については厳しいものがございますが、農地の集約化や農業経営の安定化、6次産業化の推進、法人化の支援等、様々な施策を展開する中で、将来を見据えた農業振興に取り組んでまいりたいと考えています。

ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

答弁に対して再質問はいたしません。この2つの質問に共通点があり、都市計画で決められた用途区域内の町の方針の中で様々な問題がございます。まず1点目に、本町でのこれからの農業振興と米作について質問いたしましたが、最も深刻なのが農業振興地外とされながら、現実には農地のままと開発されていない地域がございます。

都市計画法の中で、用途地域と決められた地域は農地中間管理機構での貸し借りは形式的に行われていますが、借り手側は敬遠する。

また一方で、様々な助成金が適用されず高齢化対策、地域と連携した補助を目的とした日本型直接支払制度などの適用から除外されているのが現状のありさまであります。

その中で農業従事もままならず、保全さえも自己保全できずに誰かに依頼するしかないのが現状であります。

現在にも将来にも不安を抱えているのが現状で、これから先もその地域で農地を保全していくのは自助努力か、共助でしのいでいくしかないのですが、住民として町が用途地域として計画された地域の道路整備や環境を整えた整備の実施をお願いするものであります。

実施するまでの地域の環境保全や、景観を重視するのであればレンゲやコスモスなどの花などを植え付けする方法もありますが、なにぶん経費がかかることで今すぐ行動するにも様々な問題がございます。

自助努力や共助では限界があり、何卒町としての公助を期待するものでありますので、よろしく願いいたします。

2件目の質問も同様であり、30年以上計画のままで手つかずの道路や一向に進展しない計画に対し、住民は将来に期待はしておりませんが、その中で失望されている方がおるとおられます。

安全安心で明るい町として目標とするならば、ひとつひとつ解決していくのが行政の使命ではないでしょうか。

実現するように期待しておりますので、よろしく願いをして、8番、古川幸義の一般質問を終わらせていただきます。